

明確にうたっておりません。審議会等の在り方について見直しすることもその第一歩であります。現在もなお、そのハードルが高く困難との考えに変わりないか改めて伺います。

**町長** 懇談会を10数年ぶりにスタートさせて、地域課題が表に出るような取り組みを行っている。審議会等に挨拶だけでなく、オブザーバーとして意見を聞ける審議会など今後の審議会の在り方、住民との意見交換の仕方を模索します。

### 指定管理者制度運用と点検評価について

**質問** 指定管理者制度は住民の福祉の増進を目的に、施設の設置目的を効果的に達成することが大前提で平成15年9月に制度化された。下川町も制度導入以降多様化する住民ニーズの效果的、効率的な対応に努力されているが、利用者や住民からの評価を踏まえ、指定管理者に対する点検と制度が適切に運用されているか、改めて検証する考えはないか伺います。

るか、改めて検証する考えはないか伺います。

**町長** 民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図り、経費の削減を目的に多くの施設に導入しており、指定管理施設は39施設です。

指定管理者には管理業務報告、事業報告の提出を義務付けし、必要に応じて実地調査と必要事項の指示を行うほか指定管理者と協議しております。更新の際にはモニタリングシートにより総合評価を実施しています。

指定管理者決定の際には町民の皆様の声が反映されるよう検証方法を検討してまいります。いずれにしても住民サービスが低下することがないように努めます。

**再質問** 公の施設で指定管理者制度を適用されていない施設はあるのか、複数の施設の指定管理者となっている業者の実態はあるのか。

**総務課長** 39施設の内公会館13、それ以外が26施設です。1事業者で複数の施設を

指定管理している例はあり、人的にも作業的にも効率的で一括管理しています。

適用されていない施設ではふるさと交流館、ハピネス、公民館、廃棄物処理場などがあります。

**再質問** 適切なサービス提供を議会の議決を経て指定するのは当然のルールですが、単なる価格競争になった協定になっていないか。適切な管理が可能な雇用人員の確保や機械設備が委託料に反映されているのか。低賃金や不安定な雇用など社会的な弊害はないのか。指定期間を統一しているのか、指定管理者において労働法令の遵守や雇用・労働条件の適切な配慮が行われているかなど定期的にチェックしているか確認したい。

**総務課長** 指定管理者の選定時点数制で70%以上を基準にしており、労働条件についても体制を確認しており、雇用条件は整備されているものと判断しています。

委託料は極端な価格変動があった場合双方協議し対応し

ている。指定期間は雇用の関係、技術的な継承維持を勘案し5年に指定期間を統一しています。

**再質問** 指定管理者との協定には、体制に関する事項、リスクに関する事項、損害賠償に関する事項を盛り込んでおられるのか。パークゴルフ場はオープン当初は高い評価を得て利用されたが、近年は利用料に見合った整備がされていないとの声が町内外の利用者から聞かれます。委託料との兼ね合いがあるが、専任の作業員を配置して利用できるような施設整備をするべきではないか。

**総務課長** 損害賠償は基本協定に入ります。

**再質問** 指定管理者制度は施行されてから12年になりました。関心や問題意識が低下しており、職員のスキル、ノウハウ等が次第に薄れて委託業務の実施内容等に不案内になつており、業務のブラックボックス化で指定管理に任せきりとなっていないか。

きりとなっていないか。

**教育長** 毎年度更新の際目的に沿って指定管理されているか確認し、現状の課題を把握します。

**再質問** 経費削減とサービス向上の導入効果の両立は困難。指定管理者お任せ主義ではなく、公の施設の目的である公共性を失っていないか検証する必要がある。町長は公約の中でも公共施設の管理において、指定管理者に一任することなく、施設の有効利用の指導を徹底し、利用者へのサービス向上を図るといっており、指定管理者制度を継続して導入することに関し、本腰を入れ検証する考えがあるか最後に伺います。

**町長** チェックリストを作り不備があるものを改善、指導するなどの方法も庁舎内で協議する。応募者がなく競争の原理が働かないのも下川の現状。担い手不足、事業者の意欲など新規事業者の増加など研究する必要がある。